

別紙

諮問第1099号

答 申

1 審査会の結論

「学校法人〇〇の財務計算書類」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「学校法人〇〇の平成28年度・資金収支計算書及び資金収支内訳表・人件費支出内訳表・事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表・貸借対照表」の開示請求に対し、東京都知事が平成29年7月14日付で行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

ア 「財務計算書類の小科目及びその金額を開示しないという決定を取り消す」との裁決を求める。

イ 学校法人〇〇の平成28年度資金収支計算書には、人件費支出の決算額が〇〇円とあるが、同27年度の同計算書の同決算額は〇〇円である。差額は〇〇円であるが、この間教職員の人数は減少しており、約〇〇円の増額は不自然である。平成28年度末に定年退職した職員の退職金は合計約〇〇円であり、これを差し引いても大きすぎる。開示しない理由が「法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。」とあるが、役員報酬支出や退職金支出などの小科目が明らかでないことで、むしろ法人の経営状況がブラックボックスとなっている。多額の都補助金（28年度は〇〇円）を得ていながら、一部の理事や役員が高額な報酬を得ている

としたら、むしろ法人の健全な競争や事業運営が損なわれると考えられる。都民が納めた税金がどのように使われているかを知る権利は保障されるべきであり、健全な私立学校の発展はすべての都民が望むことだと考える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求及び非開示部分について

本件開示請求は、学校法人〇〇から所轄庁である東京都知事に対して届出のあった計算書類のうち、平成 28 年度の資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表及び貸借対照表について行われたものである。

このうち、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の小科目及びその金額（補助金収入に係るものを除く。）、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表の小科目及びその金額（補助金収入に係るものを除く。）、貸借対照表の小科目及びその金額（翌年度繰越収支差額に係るものを除く。）並びに注記部分のうち項目ごとの記載内容（ただし、所有権移転ファイナンスリース取引の処理方法については開示とする。）の各部分について、条例 7 条 3 号該当を理由として非開示とした。

(2) 非開示理由について

ア 学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）は、学校法人が作成すべき計算書類のそれぞれについて様式を定めるとともに、学校法人会計の基本となる資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（以下併せて「資金収支計算書類等」という。）については、記載する科目についても定めている。記載科目は、大科目及び小科目（貸借対照表については、これらに加え中科目）のそれぞれについて定められている。このうち小科目については、任意に科目を追加し、又は細分することが認められている。

法人は、学校運営の実情を踏まえ、経営上の判断等に基づいて独自に小科目を設定しているため、資金収支計算書等に記載された一連の小科目は、学校法人会計基準に基づく科目であっても、その選択の有無により経営方針が明らかになるものであり、

また、独自に設定した科目については、その名称を明らかにするだけでも、将来の設備投資や事業計画及び教育の充実に向けた姿勢等が、かなり具体的に把握できることとなる。

また、各小科目に計上された金額は、法人の収入、支出及び資産、負債等の実情について、法人が設定した科目に沿って詳細にわたる情報を示している。

したがって、これらを開示すれば、法人の内部管理事項である経営方針及び経営状況等の詳細が把握されることとなる。

少子化による生徒数の減少等の影響から、学校間には厳しい競争関係があり、各法人は独自に様々な取組を行い、特色ある教育及び学校経営に努めているところである。

そのような状況の中で特定の法人の経営方針及び経営状況等の詳細が把握されれば、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

イ 貸借対照表の注記部分、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び事業活動収支内訳表は、資金収支計算書等の内容に沿って、その内訳及び詳細を示すものであることから、上記アと同様に、これらを開示すれば、法人の内部管理事項である経営方針及び経営状況等の詳細が把握されることとなり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

ウ 以上により、非開示とした部分はいずれも条例7条3号本文に該当し、また同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 9月15日	諮問

平成30年 4月24日	新規概要説明（第188回第二部会）
平成30年 5月24日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月28日	実施機関から理由説明聴取（第189回第二部会）
平成30年 6月18日	審議（第190回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第191回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 学校法人の財務情報の公開及び私立学校への助成について

学校法人制度については、財務情報の公開の在り方を含めてその改善方策が検討され、私立学校法（昭和24年法律第270号）が平成16年5月12日に改正され（平成16年法律第42号）、平成17年4月1日に施行された。同法47条1項によれば、学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないとし、同条2項は、前項の書類に監査報告書も含めてこれらの財務計算書類を各事務所に備え置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとしている。

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）1条は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とし、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定している。同法14条1項は、補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務会計に関する書類を作成しなければならないとし、同条2項は、前項に規定する学校

法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならないとしている。

イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「学校法人〇〇の平成28年度 ・資金収支計算書及び資金収支内訳表・人件費支出内訳表 ・事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表 ・貸借対照表」の開示を求めるものである（以下「本件開示請求」という。）。実施機関は、本件開示請求に対して、学校法人〇〇の平成28年度の財務計算書類のうち資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表及び貸借対照表を対象公文書として特定した（以下「本件対象公文書」という。）。

実施機関は、本件対象公文書のうち、資金収支計算書については、小科目名とこれらに係る予算額、決算額及び差異の欄（ただし、補助金収入に係る部分については小科目名に係る予算額、決算額及び差異の欄を開示している。）を、資金収支内訳表については、収入の部及び支出の部双方において、小科目名とこれらに係る部門ごとの額及び総額の欄（ただし、補助金収入に係る部分については部門ごとの額及び総額の欄を開示している。）を、人件費支出内訳表については、全ての科目名及び部門ごとの計の欄を除く全ての額の欄を、事業活動収支計算書については、小科目名とこれらに係る予算額、決算額及び差異の欄（ただし、補助金収入に係る部分については小科目名に係る予算額、決算額及び差異の欄を開示している。）を、事業活動収支内訳表については、小科目名とこれらに係る部門ごとの額及び総額の欄（ただし、補助金収入に係る部分については部門ごとの額及び総額の欄を開示している。）を、貸借対照表については、小科目名とこれらに係る本年度末、前年度末及び増減の欄の額並びに注記の記載のうち各項目に係る具体的な説明内容の部分（ただし、所有権移転外ファイナンスリース取引の処理方法の部分を開示している。）を、それぞれ条例7条3号該当を理由に非開示とした。

ウ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

エ 本件対象公文書に係る非開示部分の非開示該当性について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は、小科目が明らかでないことで、法人の経営状況がブラックボックスとなる、都民が納めた税金がどのように使われているかを知る権利は保障されるべきである旨主張する。これに対し実施機関は、当該非開示部分を開示することとなると、学校法人の内部管理事項である経営方針及び経営状況等の詳細が把握されることとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると説明する。

学校法人は、教育事業という公共性の高い事業を行うことを目的とすることから、その経理の透明性の確保に関する社会的な期待も大きく、その財政運営も含めた運営全般に対する社会の関心に応えるため、財務会計に関する書類であっても、当該学校法人の権利利益を害しない限度において開示できる部分は、開示されるべきものと考えられる。この点から見ると、本件対象公文書の各計算書類に関し、大科目に係る各予算額、決算額及び差額の欄（貸借対照表についてはこれに加えて中科目に係る各金額の欄）について、実施機関が開示しているのは適切な対応といえる。

そこで、実施機関が本件一部開示決定により非開示とした部分の条例7条3号該当性について検討する。本件対象公文書のうち、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表のうちの小科目に係る各予算額、決算額及び差額の欄、並びに貸借対照表の小科目に係る金額欄について検討すると、学校法人会

計基準によれば、学校法人は、会計処理に際し、財政及び経営の状況について真実な内容を表示し、それらの状況を正確に判断できるように必要な会計事実を明瞭に表示して、作成すべきものとしていることから、小科目については収支、資産や負債等の詳細な内訳を示していることとなる。

また、大科目の内訳を構成する小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる旨同基準が定めていることも踏まえると、これら計算書類のうちの小科目に係る各予算額、決算額及び差額の欄並びに貸借対照表の小科目に係る金額欄の分析を行うことにより、当該学校法人の財政状況や経営実態を数字により把握することが可能となり、これにより、当該学校法人の経営方針等を相当程度うかがい知ることができたり、独自のノウハウが看取されたり、あるいはこれらの情報が流布されて公正な競争関係における地位、信用、社会的評価などの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

また、本件対象公文書のうち、人件費支出内訳表の非開示部分について検討すると、当該内訳表は資金収支計算書に附属する内訳表で、当該資金収支計算書のうちの大科目「人件費支出」の内訳である小科目及びその内訳の細目に係る各決算額の内訳を示すものである。これらの部分を公にすると、上記と同様、公正な競争関係における地位、信用、社会的評価などの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

さらに、本件対象公文書のうち、貸借対照表の注記の記載のうちの、所有権移転外ファイナンスリース取引の処理方法の部分を除いた残りの各項目に係る具体的な説明内容の部分について検討すると、重要な会計方針等の記載に関し、重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びこれによる増減額を脚注として記載するなど、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項を記載するよう求めていることからすると、重要な会計方針等の記載を分析すると、当該法人の経営実態等を具体的に把握することが可能となることで、上記と同様、公正な競争関係における地位、信用、社会的評価などの事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

以上のことからすると、本件対象公文書の非開示とした部分を公にすることにより、当該学校法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、本件非開示部分については条例7条3号本文に該当し、その内容及

び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二